

Client Alert

2023年11月号 (Vol.119)

1. はじめに
2. 知的財産法：内閣府知的財産戦略推進事務局「AI時代の知的財産権検討会」での検討課題に対する意見を募集
3. 競争法／独禁法：英国 CMA、サステナビリティガイダンスを公表
4. エネルギー・インフラ：再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ、第2次取りまとめを公表
5. 労働法：労働条件明示規制の改正について
6. 会社法：日本監査役協会、「グループ監査における親会社監査役会の役割と責務」を公表
7. 危機管理・コンプライアンス：日本取締役協会、「未成年者に対する性加害問題に関わる標準ガバナンスコード」を公表
8. 一般民事・債権管理：第5期消費者基本計画の策定について
9. M&A：訴訟係属中の株主総会決議で、いわゆる事前警告型の旧買収防衛策の期間が満了し、別の決議で新買収防衛策が承認された場合における旧買収防衛策に係る株主総会決議の取消しを求める訴えが、訴えの利益を欠いていると判断された事例（名古屋高判令和4年2月18日）
10. キャピタル・マーケット：東証、四半期開示の見直しに関する実務の方針（案）を公表
11. 税務：国税庁、「国際最低課税額に対する法人税」に関する法人税基本通達の改正を公表
12. 中国・アジア（タイ）：タイ個人情報保護法（PDPA）におけるデータ保護責任者の選任が必要な場合に関する告示
13. 新興国（ケニア）：ケニアにおけるICT分野での外資規制の撤廃
14. 国際訴訟・仲裁：国の調停に関するシンガポール条約を日本国が締結
15. 国際通商／経済安全保障：米国による先端半導体製造装置等の対中輸出規制の拡大

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2023年11月号 (Vol.119) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

Client Alert

2. 知的財産法：内閣府知的財産戦略推進事務局「AI時代の知的財産権検討会」での検討課題に対する意見を募集

内閣府知的財産戦略推進事務局は、10月5日、「AI時代の知的財産権検討会」（「本検討会」）での検討課題に関して、募集期間を11月5日までとして意見募集を実施しました。

本検討会では、AIと知的財産権との関係をめぐる課題への対応について関係省庁における論点の整理等も踏まえつつ、必要な対応方策等を検討する予定としています。10月4日の第1回会議で示された「本検討会において検討すべき課題について」によれば、本検討会での検討課題は、以下のとおりとなっています。

(1) 生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について

- ① 生成AIと著作権の関係
- ② 生成AIと著作権以外の知的財産権の関係
- ③ 生成AIに係る知的財産権のリスク回避等の観点からの技術による対応
- ④ 生成AIに関するクリエイター等への収益還元の有在り方
- ⑤ AI学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備に関する課題整理
- ⑥ ディープフェイクについての知的財産法の観点からの課題整理
- ⑦ 社会への発信等の有在り方

(2) AI技術の進展を踏まえた発明の保護の有在り方について

- ① AIを利用した発明の取扱いの有在り方
- ② AIの利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査実務上の課題

本検討会での議論は、今後の知的財産法における立法や解釈にも影響を与えると考えられますので、これらの検討課題に対する意見募集の結果及びこれを踏まえた議論の動向を注視する必要があります。

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhm-global.com

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ susumu.sasaki@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：英国 CMA、サステナビリティガイドスを公表

2023年10月12日、英国の競争・市場庁（「CMA」）は、Green Agreements Guidance（「本ガイドス」）の成案を公表しました。本ガイドスは、競争事業者間の環境の持続

Client Alert

可能性に関する協定（「サステナビリティ協定」¹）に対する英国競争法の適用についての指針を提供するものです。

本ガイダンスは、主に、①英国競争法に抵触する可能性が低いサステナビリティ協定、②英国競争法に反するおそれのあるサステナビリティ協定、③英国競争法の個別適用免除を受けられる可能性があるサステナビリティ協定について説明しています。

まず、①について、以下のサステナビリティ協定は、事業者間の競争の手段に関連しないか、あるいは競争に実質的な悪影響を与えないため、英国競争法に抵触する可能性が低いとされています。

- (1)協定の影響を受ける市場シェアについて協定当事者のシェアの合計が極めて小さく、また、競争を制限する目的がない協定
- (2)競争の主要な要素（価格・数量等）に影響を与えない協定
- (3)個別の企業だけでは対応不可な持続可能な利益を達成するための協定（但し、事業者がより競争制限的でない協力形態により同じ目的を達成できる場合を除く。）
- (4)法律による要請を遵守するための協定
- (5)サプライヤーや顧客の持続可能性に関する情報を共有するための協定（但し、競争上機微な情報（価格・数量等）の共有を義務付ける場合を除く。）
- (6)業界基準を策定するための協定（但し、策定プロセスに透明性があること等、一定の条件を満たす場合に限る。）
- (7)持続可能でない製品の調達・供給の中止又は持続可能でないプロセスを段階的に廃止するための協定（但し、競争の主要な要素（価格・品質等）に影響を与えない場合に限る。）
- (8)業界全体の環境目標を策定する協定
- (9)株主間で企業の持続可能性に関する政策への賛否を合意する協定

また、②については、本ガイダンスは、競争を制限する目的又は影響を持つサステナビリティ協定は禁止されると述べた上で、競争を制限する目的を持つ可能性のある協定の例として、合意された環境基準を満たす製品の販売価格を設定する協定や、持続可能性目標を達成するために技術革新を行う能力を制限する協定が挙げられ、また競争を制限する影響を及ぼす可能性のある協定の例として、持続可能な製品を販売する供給業者からのみ購入するという競合購入業者間の合意が挙げられています。

③に関しては、サステナビリティ協定が以下の4要件に該当する場合には、協定によって達成される利益が競争への悪影響を上回るものとして、英国競争法の適用免除を受けられる可能性があると考えられています。

- (1)協定が客観的な利益（生産・流通の改善、技術・経済的な進歩等）に寄与すること
- (2)協定による競争への制約が協定の目的の実現に不可欠であること
- (3)英国の消費者が協定の結果生じる利益の公正な分配を受けること
- (4)協定が競争を実質的に排除するものでないこと

¹ 経済活動による環境への悪影響を防止・削減・緩和する又は持続可能な環境への移行の支援を目的とした事業者間の協定をいいます。

Client Alert

本ガイダンスは、EUの水平的協定ガイドラインのサステナビリティ協定の項目で示された考え方と方向性を同じくするものではありませんが、本ガイダンスではより広く消費者の利益を評価する姿勢が示される等異なる点もあり、個別の留意が必要です。また、日本においても、2023年3月、公取委が、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」にて「グリーン社会」を目指す取組にて独禁法上問題となる行為の想定例や考え方を明らかにしましたが²、2023年10月に公取委は、これを早ければ2024年春に改定することを公表しました³。改定内容の未定とのことですが、これまでの具体的な相談事例や事業者等との対話を踏まえ、共同での設備廃棄や共同調達等に関して更なる明確化が図られることが示唆されているため、こちらの改定の動向も注目されます。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

カウンセラー 竹腰 沙織
☎ 03-6266-8903
✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾
☎ 092-739-8144 (福岡)
✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ:再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ、第2次取りまとめを公表

2023年9月29日、再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ(「本WG」)の第2次取りまとめ⁴(「本取りまとめ」)が公表され、パブリックコメントに付されました。以下では、その概要をご紹介します。

(1) 関係許認可取得に係る認定手続の厳格化

森林法、宅地造成及び特定盛土規制法、砂防法等に係る許認可については、本年10月に改正法が施行された再エネ特措法施行規則(「改正再エネ特措法施行規則」)⁵により、FIT/FIP認定の取得に当たって要件化されていますが(改正再エネ特措法施行規則4条の2第7項の2等)、本取りまとめでは、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度との関係について、再エネ導入を促進する観点から、再エネ特措法と温対法における連携の在り方をさらに検討する必要性が示されるとともに、個人情報等の適

² [Client Alert 2023年2月号 \(Vol.110\)](#) をご参照ください。

³ 2023年10月11日付公取委事務総長定例会見 (https://www.iftc.go.jp/houdou/teirei/2023/oct_dec/231011.html)。

⁴ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000260462>

⁵ 改正再エネ特措法施行規則の内容については、[Client Alert 2023年8月号 \(Vol.116\)](#) をご参照ください。

Client Alert

切な管理の徹底を大前提とした資源エネルギー庁と自治体の間での情報共有の円滑化・連携強化への取組が示されています。

(2) 説明会等の FIT/FIP 認定要件化

GX脱炭素電源法による改正後の再エネ特措法(「改正再エネ特措法」)⁶では、FIT/FIP認定の要件として、一定の発電設備に関しては説明会の開催等が必要とされることとなりましたが(改正再エネ特措法9条2項7号)、本取りまとめにより説明会等により具体的な方向性が定まりました。その内容については、[Client Alert 2023年9月号 \(Vol.117\)](#)にて取り上げた2023年8月7日付の本WGにおける事務局(資源エネルギー庁)提案(「本事務局提案」)の内容と重なる部分も多いため、以下、主として本事務局提案には記載がなかった事項又はそこから進展があった事項の主要な部分について取り上げます⁷。

① 他制度との関係

事業者負担軽減の観点から、他法令・条例に基づく説明会⁸が、再エネ特措法に基づく説明会の要件を充足する場合には、再エネ特措法に基づく説明会を行ったものとして取り扱うこととされました。また、再エネ海域利用法の適用事業については、FIT/FIP認定要件としての説明会等の事前周知は求めないこともされています。

② 説明会の議事等

説明会の議事については、質疑応答の時間を設け、住民の質問等に対して誠実に回答することが求められます。加えて、説明会后2週間は、質問募集フォーム等を設け、そこで質問等があった場合には、書面回答や再度の説明会の開催等により、誠実に回答することが必要とされており、これらの対応を行わなかった場合には、認定要件不充足として取り扱うことが示されています。

③ 説明会等の対象となる「周辺地域の住民」の範囲について

「周辺地域の住民」については、(i)電源種・規模ごとの定量的な基準を設定し、(ii)事業の特性地域の実情を踏まえて、市町村からの意見を参考に、その範囲を調整するというルールが基本とされており、(i)の定量的な基準について、事業場所(原則として、再エネ特措法における発電設備の設置場所)から一定の距離以内⁹の住民とする考え方が示されました。

⁶ 改正再エネ特措法の改正の内容については、[ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN 2023年5月号 \(Vol.35\)](#)をご参照ください。なお、改正再エネ特措法は、2024年4月1日施行の予定です。

⁷ 本稿では紙幅の関係から取り上げていませんが、本取りまとめでは説明会での具体的な説明事項についても詳細な記載が追加されています。

⁸ 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の法定協議会における地域住民への説明を含みます。

⁹ 低圧(50kW未満)については100m以内、高圧・超高圧(50kW以上)については300m以内、環境影響評価法における第一種事業については1km以内。

Client Alert

また、上記に加え、再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地／建物の所有者については、居住者でなくとも、「周辺地域の住民」に含めることと整理されました¹⁰。

④ 説明会の開催時期

説明会の開催時期については、原則として、FIT/FIP 認定申請の 3 ヶ月前までに実施することを求めるとされていますが、(i)改正再エネ特措法施行規則において FIT/FIP 認定申請の要件とされた許認可の取得が求められる場合、(ii)環境アセス（法アセス又は条例アセス）が必要となる場合、(iii)条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、許認可・届出等を求めている場合には、例外として、内容の異なる複数回の説明会を、異なるタイミングで開催することを求める方針が示されています。

⑤ 事業譲渡等の計画変更があった場合

事業譲渡及び実質的支配の変更による計画内容の変更があった場合には、事業譲渡等の契約の締結後、変更認定申請前のタイミングにおいて、FIT/FIP 認定申請時と同様の説明会の開催等を求めるとされています。当該説明会においては、譲渡人と譲受人の双方の出席¹¹が求められ、また、譲渡人及び譲受人間の引継事項等¹²を説明することが求められます。

また、その他の計画変更につき改めて説明会の開催等が求められる場面として、(i)再エネ発電設備の増出力等によって、説明会の開催等の事前周知が必要な場合に新たに該当する場合、(ii)認定出力又はパネル出力を 20%以上又は 50kW 以上増加させる場合、(iii)設備の設置場所を変更する場合、が挙げられています。

(3) 認定事業者の責任明確化（監督義務）

改正再エネ特措法では、事業の一部又は全部が委託・再委託されている場合において、委託先に対する認定事業者の監督義務が規定されています（改正再エネ特措法 10 条の 3 第 2 項）。本取りまとめでは、当該監督義務の対象範囲について、手続代行・プロジェクトマネジメント、設計、土地開発、建設・設置工事、保守点検、解体、リサイクル等の一定の委託業務が含まれることが明確化されました¹³。

加えて、認定事業者からの経済産業大臣に対する定期報告において、委託の実態が報告対象として加わり、当該報告を端緒として、監督義務が適切に履行されていない

¹⁰ 土地／建物所有者の特定が困難なケースにおいて、事業者の負担が過度となるおそれに鑑み、資源エネルギー庁のシステムを活用した説明会の開催情報（時間・場所等）の提供（2 週間程度の情報提供期間の確保が必要）が求められることとされています。

¹¹ 事前周知の場合は、譲渡人と譲受人の連名による事前周知が求められます。

¹² 自治体・住民との間に協定等が締結されている場合には、当該協定等の引継プロセスを含みます。

¹³ 委託先との契約に含めるべき事項については、報告体制や再委託時の認定事業者の事前同意等といった事項とされるにとどまっており、2023 年 2 月に公表された本 WG の中間取りまとめの内容から大きな変更はありません。もっとも、報告の内容や方法、頻度については、一定の方向性が示されています。

Client Alert

おそれが発覚した場合には、報告徴収・立入検査を経て、指導・認定取消といった厳格な対応を行うこととされています。

(4) 違反状況の未然防止・早期解消の措置

改正再エネ特措法では、認定基準・認定計画に違反した場合の FIT/FIP 交付金の積立命令の規定が導入されましたが(改正再エネ特措法 15 条の 6)、本取りまとめでは、当該命令発動のタイミングについて、関係法令の違反が覚知され、違反に係る客観的な措置がなされた段階において可能となるという整理が示されました。また、積立金の取戻しが可能な場合(改正再エネ特措法 15 条の 9)については、①違反状態が解消された場合と②認定事業者が事業を廃止し、適切な廃棄が確認された場合であるという整理が示されています。

(5) 太陽光パネルの増設・更新に伴う適性な廃棄の確保

太陽光パネルの更新に伴い不要となるパネルについては、変更認定申請の際に、解体・撤去業者に廃棄等を依頼する契約書等一定の書類の提出を求めるとされ、また、事後的に解体・廃棄が実施されたことの報告を求めるとされました。また、更新・増設されるパネルについては、廃棄等費用の積立の不足分(積立開始から増設までの間における増設分の廃棄等費用)について、増設の際の変更認定申請時に一括して原則外部積立¹⁴を行わせることとされています。

以上のとおり、本取りまとめにより、特に改正再エネ特措法の内容のうち経済産業省令に委ねられた部分の方向性がより具体化されたといえます。今後も本 WG における議論の動向については注視していく必要があります。

パートナー 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 鮫島 裕貴
☎ 03-5220-1858
✉ yuki.sameshima@mhm-global.com

5. 労働法：労働条件明示規制の改正について

令和 5 年 10 月 12 日、厚生労働省労働基準局長は、都道府県労働局長に対して、「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について(無期転換ルール・労働契約関係の明確化等)」と題

¹⁴ 廃棄等費用積立制度において内部積立の要件を充足している場合には、内部積立を行うことも認められます。

Client Alert

する通達（「本通達」）を行いました。本通達は、令和5年3月30日に改正された労働基準法施行規則及びそれを受けて改正された厚生労働省告示（「有期労働契約の締結、更新及び雇止め等に関する基準」）により、令和6年4月から、労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加（「本改正」）されたことに関連し、その具体的な取扱い等のうち、無期転換ルール・労働契約関係の明確化等をしたものとなります。

本改正においては、①全ての労働者に対する明示事項、②有期契約労働者に対する明示事項等が追加されています。①については、就業場所・業務の変更の範囲の明示が、②については、更新上限の明示（更新上限を新設・短縮する場合の説明を含みます）、無期転換申込機会の明示、無期転換後の労働条件の明示が含まれます。本通達のみならず、「令和5年改正労働基準法施行規則等に係る労働条件明示等に関するQ&A」や本改正を踏まえて厚生労働省が公表しているモデル労働条件通知書においても、本改正の詳細を確認することが可能となります。

企業においては、本改正が適用される令和6年4月に向けて、本通達の内容を含む本改正の内容を踏まえ、本改正後の労働条件明示規制に適合した体制の準備が必要となります。

パートナー 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhm-global.com
アソシエイト 澤 和樹
☎ 03-6212-8387
✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

6. 会社法：日本監査役協会、「グループ監査における親会社監査役会の役割と責務」を公表

2023年10月16日、公益社団法人日本監査役協会は、「グループ監査における親会社監査役会の役割と責務」（「本報告書」）を公表しました。本報告書は、グループガバナンスをめぐる各社の実務の在り方及びベストプラクティスについて研究活動を行い取りまとめたものです。本報告書は、グループ監査の監査体制強化に向けた研究会（日本監査役協会関西支部監査役スタッフ研究会）としての意見について、概要下記のとおり提案しています。

① 子会社の管理体制

会社は、子会社の意思決定等に関わる責任内規や経営方針・戦略の共有や相互支援の仕組みを整備する必要があります。監査役は内部統制システムの監査の一環として会社側の体制を理解し必要に応じてその整備を求める必要があります。

Client Alert

② グループ全体のリスク管理体制

会社は、コンプライアンスやリスクマネジメントを議論する委員会をグループ会社を含めた形で設置する等、子会社について親会社に対する報告ルールや連携体制を整備する必要があります。監査役としては、かかる体制の整備を確認するとともに、委員会へのオブザーバー参加等を通じて、積極的に情報を収集することが求められます。

③ 親会社監査役による、グループ各社の内部統制と子会社管理状況の把握

会社は、各子会社において業務の手順やリスクマネジメントのプロセスが適切に設計されているかを見直す必要があります。親会社監査役としては、内部監査部門へのヒアリングや子会社の役員や監査役に対して、親会社の管理部門との連携等についてヒアリングを行い、親会社と子会社間のコミュニケーションに問題がないかを確認することで、グループ全体の内部統制の状況を把握することが有効と考えられます。

④ 海外子会社の管理体制

会社は、子会社の実情が正確かつ詳細に親会社に伝達され、親会社からの指揮命令が行き届く体制を構築する必要があります。監査役としては、国内にある海外子会社の監督部署や現地責任者とのコミュニケーションに加え、現地の実情に詳しくかつ監査目線での意見を収集できる現地会計監査人とのコミュニケーションも有用と考えられます。

⑤ 子会社監査役の設置及び親会社監査役との連携

会社は、子会社監査役への支援を通じて子会社各社の監査品質を高めるように取り組む必要があります。監査役としては、子会社監査役と必要に応じて意思疎通ができる信頼関係を構築するため、親会社監査役と子会社監査役との間のコミュニケーションの機会を創出することが肝要です。また、定期的なグループ監査役連絡会の開催等、情報共有の機会を設置することも有意義な取組と考えられます。

⑥ 親会社監査役としての各所との連携

監査役には、子会社取締役との間では、親会社に対する要望や課題について本音を聞き出すための関係性構築が求められます。また、子会社の実情の把握のため、積極的に内部監査部門から情報収集することが必要です。さらに、子会社ヒアリングに際しては、代表取締役だけでなく、子会社の実情に詳しいポジションにいる部門長等への直接のヒアリングを通じて、事業部門と連携することも重要です。

現在、グループガバナンスの必要性については、会社法や金融商品取引法といった法律だけでなく、証券取引所や経済産業省等の定める指針にも触れられており、各社はグループガバナンスの構築に注力していると思われませんが、一方で子会社において発生する不祥事は後を絶ちません。各社は、本報告書の内容も参照しながら、自社のグループガバナンスの態勢について、絶えず見直す必要があると考えられます。

Client Alert

<参考資料>

日本監査役協会：「グループ監査における親会社監査役会の役割と責務」（2023年10月16日）

https://www.kansa.or.jp/wp-content/uploads/2023/10/el001_20231016.pdf

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理・コンプライアンス：日本取締役協会、「未成年者に対する性加害問題に関わる標準ガバナンスコード」を公表

日本取締役協会は、人権コンプライアンス、経営者を規律付けるコーポレートガバナンスの体制強化を強く呼びかける緊急声明を2023年9月21日に公表した後、同年10月12日、企業が今後未成年者に対する性加害に加担しないための新たな標準コードとして「未成年者に対する性加害問題に関わる標準ガバナンスコード」（「本コード」）を公表しました。

本コードは、企業が未成年者の人権を尊重する責任をいかに果たすかに焦点を当てたものであり（本コード前文）、5つの基本原則（1.未成年者の人権の尊重、2.未成年者の人権を尊重する企業の責任、3.未成年者の人権を尊重する企業が確立すべき方針及びプロセス、4.負の影響の是正、5.救済）と補充原則から構成されています。

本コードは、「ビジネスと人権」における最も重要な国際文書の一つである「ビジネスと人権に関する指導原則」（「国連指導原則」）を踏まえ、企業活動を人権への負の影響との関係性について、(i)企業活動が人権への負の影響を引き起こしているケース（惹起型）、(ii)企業活動が人権への負の影響を助長しているケース（助長型）、及び(iii)企業の事業、サービス又は商品が人権への負の影響と直接つながっているケース（直接関連型）とに分類した上で（基本原則2の（考え方））、自社が未成年者の人権に対する負の影響を「助長」はしていなくとも、自社の事業・サービス・商品と別の企業における未成年者に対する人権侵害とが「直接関連」していれば、その別の企業に対して影響力をもつ場合には、それを行使すべきとしています（補充原則3-4の（考え方）②及び③）。その上で、「影響力を欠き、影響力を強めることもできない状況」においては、取引関係の終了も検討すべきとしています（補充原則3-4の（考え方）④）。取引先等で未成年者への人権侵害が発生してしまった場合の対応方針として参考になるものと考えられます。

企業は、特にその広大なサプライチェーンを通じて深刻な人権侵害と「直接関連」してしまうことを完全に回避することは困難と思われれます。そうした場合にも迅速に適切

Client Alert

な対応をすることができるよう、平時から、本コードが国連指導原則を踏まえて記載しているような「ビジネスと人権」の考え方を理解し、準備しておくことが重要であると考えられます。

パートナー 藤津 康彦
☎ 03-6212-8326
✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 塚田 智宏
☎ 03-6213-8115
✉ chihiro.tsukada@mhm-global.com

8. 一般民事・債権管理：第5期消費者基本計画の策定について

令和5年10月30日の消費者委員会本会議において、第5期消費者基本計画に関する方針案が示されました（<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2023/414/shiryou/index.html>）。

消費者基本計画とは、消費者基本法9条に基づき、消費者政策の計画的な推進を図るために定められる消費者政策の推進に関する基本的な計画をいいます。消費者基本計画には、長期的に講ずべき消費者政策の大綱のほか（消費者基本法9項2項1号）、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項が定められます（同項2号）。

今回公表された第5期消費者基本計画の前の第4期消費者基本計画は、令和2年3月31日に閣議決定され、令和3年6月15日に変更されたもので、令和2年度（令和2年4月）から令和6年度（令和7年3月）までの5か年計画となっています。第5期消費者計画（令和7年4月から開始予定）は、令和6年春ごろに骨子案の作成、令和6年夏ごろに素案の作成が予定されており、その後、パブリックコメントに付される予定となっています。

第5期消費者基本計画では、高齢化の進展やデジタル技術の革新により、消費者を取り巻く環境に著しい変化が生じてきているところ、特に消費者取引に関する法制度についてパラダイムシフトが必要であるとされ、改めて消費者利益の擁護の観点に立ち返り、中長期先の「未来」を見据えた新たな消費者基本計画とするの方針が示されています。今後、第5期消費者基本計画の内容は、より具体化されていくこととなりますが、デジタル領域や高齢者を対象とした取引については、新たな重点施策となる可能性があることには留意が必要と考えられます。

現状、第5期消費者基本計画の方針案は、まだ大きな方向性が示されているに過ぎませんが、同計画は、今後の消費者関連施策の土台となるものです。したがって、特に消費者向けの事業を営む事業者は、今後の第5期消費者基本計画の動向について、引き続き、着目しておくことが重要であると考えられます。

Client Alert

パートナー 木山 二郎

☎ 03-6266-8778

✉ jiro.kiyama@mhm-global.com

アソシエイト 菊池 春香

☎ 03-5293-4907

✉ haruka.kikuchi@mhm-global.com

9. M&A：訴訟係属中の株主総会決議で、いわゆる事前警告型の旧買収防衛策の期間が満了し、別の決議で新買収防衛策が承認された場合における旧買収防衛策に係る株主総会決議の取消しを求める訴えが、訴えの利益を欠いていると判断された事例（名古屋高判令和4年2月18日）

大規模買付行為に関する対応策を継続する旨の議案を可決する旨の決議に際して、原告が、郵便局の窓口へ提出した、本議案に反対する旨の議決権行使書面が、書面による議決権行使書面の行使期限以降に提出されたものであるとして、本件決議に対する賛否の集計の対象としなかったことが、法令（会社法308条1項）に違反すると主張して、本決議の取消しを求めた事案において、東京高裁は、本決議に係る本買収防衛策の有効期限は令和3年6月24日に開催した定時株主総会の終了時に満了しており、本買収防衛策が既に失効しているにもかかわらず本決議を取り消すことに具体的な実益があるという特別な事情がない限り、本訴えは、本買収防衛策の有効期間満了により訴えの利益を欠くに至ったと判示しました。

従前の高裁判決（東京高裁令和3年12月16日）でも、本判決とおおむね同様の理由により訴えの利益が否定されているところです。対象会社の取締役会の賛同を得ずに行うM&Aが増えている現状において、参考となる先例であると考えられます。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 安原 彰宏

☎ 03-5293-4891

✉ akihiro.yasuhara@mhm-global.com

Client Alert

10. キャピタル・マーケット：東証、四半期開示の見直しに関する実務の方針（案）を公表

東京証券取引所（東証）は、2023年10月27日、四半期開示の見直しに関する実務の方針（案）を公表しました（本方針）。本方針は、2022年6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において提言された金融商品取引法の四半期報告書（第1・第3四半期）の四半期決算短信への一本化の方針を受けて設置された、東証「四半期開示の見直しに関する実務検討会」において検討された方針を取りまとめたものであり、主な内容は以下のとおりです。

- 1Q・3Q 四半期決算短信の開示内容
 - ・四半期報告書で開示されていた事項のうち、投資者の要望が特に強い事項（セグメント情報等の注記、キャッシュ・フローに関する注記等）を四半期決算短信に追加し、開示を義務付ける
 - ・開示が義務付けられる事項以外についても、東証の適時開示ガイドブックにおいて投資判断に有用と考えられる情報を例示し、投資者ニーズに応じた自発的な開示を促す
- 1Q・3Q 四半期決算短信の開示タイミング
 - ・決算の内容が定まり次第開示を求める
 - ・四半期末から45日を経過する場合にはその状況について適時開示を求める
- 1Q・3Q 四半期決算短信における監査人によるレビュー
 - ・第1・第3四半期決算短信については原則任意とし、会計不正等により、財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合にレビューを義務付ける
 - ・上記のレビューが義務付けられる際の要件については、上場会社・監査人における予見可能性の観点から、会計不正等を踏まえた 監査人の意見や金商法上の経営者による財務報告に係る内部統制の評価、監査人の監査・レビューが求められる法定開示書類の提出状況等を踏まえて明確化する
- 見直し後の2Q・通期決算短信の取扱い
 - ・第2四半期決算短信・通期決算短信は、法定開示が存続することから現行の取扱いを維持する

東証は、本方針に従って、取引所の規則改正及び決算短信の作成要領を含む適時開示ガイドブックの改訂を実施するとしています。改正等の時期については明らかにされていませんが、当該改正等は、企業開示に係る実務に大きな影響を与えることが想定され、今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ katumasa.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

✉ risa.morita@mhm-global.com

Client Alert

11. 税務：国税庁、「国際最低課税額に対する法人税」に関する法人税基本通達の改正を公表

2023年9月29日、国税庁は、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」に関する法人税基本通達の改正を公表しました（「本通達改正」）。

当該「国際最低課税額に対する法人税」とは、令和5年度税制改正において国内法制化された制度であり、所定の要件を満たす多国籍企業グループ等を対象として、その子会社等が軽課税国に所在する場合に、当該軽課税国での税負担が基準税率15%に至るまで、日本に所在する親会社等に対して上乘せ課税を行う制度です（「本制度」）。

本通達改正では、本制度に関する国税庁の法令解釈が示されました。

例えば、本制度の対象企業である「特定多国籍企業グループ等」とは、原則として、対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ以上であることが必要とされているところ、当該総収入金額に係る法令上の定め（「売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」（法人税法施行規則38条の6第1項及び2項））については、「例えば、売上高のほか、受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、為替差益、貸倒引当金戻入益、持分法による投資利益、固定資産売却益及び負ののれん発生益の科目等、連結等財務諸表（…略…）又は同項2号イ若しくはロに掲げる計算書類における全ての収益の額が含まれる。」とされています（本通達改正18-1-7）。

本通達改正は、本制度を理解する際に参考となり得るため、ご紹介する次第です。

なお、本通達改正の背景となっている令和5年度税制改正におけるグローバル・ミニマム課税の国内法制化につきましては、当事務所の [TAX LAW NEWSLETTER 2023年2月号 \(Vol.54\)](#) においてもご紹介しておりますのでご参照ください。

<参考資料>

国税庁 HP：「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」（令和5年9月21日付課法2-17ほか2課共同）

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2309xx/index.htm>

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 山岡 孝太

☎ 052-446-8659

✉ kota.yamaoka@mhm-global.com

Client Alert

12. 中国・アジア（タイ）：タイ個人情報保護法（PDPA）におけるデータ保護責任者の選任が必要な場合に関する告示

タイの個人情報保護委員会（Personal Data Protection Commission : 「PDPC」）は、2023年9月14日付で、個人情報保護法（Personal Data Protection Act : 「PDPA」）に基づき、データ保護責任者（Data Protection Officer : 「DPO」）の選任が必要な場合に関する告示（「本告示」）を官報に掲載しました。本告示は、2023年12月13日に発効する予定であり、DPOの選任が必要な事業者は、速やかにDPOを選任する必要があります。仮にDPOの選任を怠った場合には、100万バーツ（約400万円）以下の罰金が科される可能性があります。

DPOは、事業者へのPDPAの遵守に関する助言、事業者による個人情報の収集、利用、又は開示の履行状況の調査、問題が発生した場合のPDPC事務局との折衝等を職務としており、専門性が求められるだけでなく、事業者とは一定の独立性を持って活動することが求められます。

本告示は、事業者がDPOを選任する必要がある場合のうち、事業者の業務が、「①大規模な個人情報を取扱い、②個人情報又はシステムを定期的に監視することを要する場合」の基準・内容を明らかにするものです（この場合以外は、事業者が、一定の公的機関である場合、又は、中核的業務としてセンシティブ個人情報を取り扱う場合に、DPOを選任する必要があります。）。PDPAは、GDPR（EU一般データ保護規則）を参照して定められていることから、この基準・内容の具体的な内容も、GDPRの内容に類似しています。

(1) 大規模な個人情報の取扱い（上記①）

まず、本告示は、「大規模な個人情報の取扱い」に該当するかどうかは、以下の要素を考慮して判断すべきとしています。

- 個人情報の主体の数等
- 個人情報の量、性質、内容
- 個人情報が取り扱われる期間
- 個人情報が取り扱われる地理的範囲

そして、少なくとも以下に該当する場合等は、「大規模な個人情報の取扱い」に該当するものとしています。

- 取り扱う個人情報の主体が10万人以上である場合の個人情報の収集、利用又は開示
- ユーザーが広く利用する検索エンジンやSNSを通じた行動ターゲティング広告

Client Alert

を目的とした個人情報の収集、利用、又は開示

- 生命保険会社、損害保険会社、金融機関による通常の業務に伴う顧客又はサービス利用者の個人情報の収集、利用又は開示（但し、信用情報会社及びその会員の個人情報の取扱いを除く。）

(2) 個人情報又はシステムを定期的に監視することを要する場合（上記②）

次に、事業者の業務において、行動、態度、個人プロフィールの追跡、監視、分析、予測を伴い、一般に、体系的かつ定期的に個人データの収集、利用又は開示が行われるものは、「個人情報又はシステムを定期的に監視することを要する場合」とみなされます。本告示は、これに該当する具体的な場合として、公共交通カードを含む会員制カード、クレジットスコアリング、行動ターゲティング広告等を挙げています。

(3) 中核的業務であること

なお、本告示において、上記(1)及び(2)に該当する場合について、それが事業者の主要業務のために必要かつ重要な「中核的業務」である場合に DPO を選任する必要があるとされており、逆に、一定の人事・IT 業務等のバックオフィス業務に限定されるような場合については、DPO の選任義務は生じない旨が規定されています。

DPO の選任が必要な事業者において DPO を選任した場合には、その DPO の詳細（氏名等）、住所、連絡方法を PDPC 事務局に通知する必要があります。DPO の資格に関する告示も後日発表されることが予定されており、今後もその動向を注視するとともに、PDPA 上必要な対応を適時に実施していく必要があります。

カウンセラー 細川 怜嗣

☎ +65-6593-9467（シンガポール）

☎ 03-6266-8793（東京）

✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 千原 剛

☎ +66-2-009-5079（バンコク）

☎ 03-5223-7798（東京）

✉ go.chihara@mhm-global.com

13. 新興国（ケニア）：ケニアにおける ICT 分野での外資規制の撤廃

2023 年 8 月 22 日、ケニアの IT 産業を含む情報通信技術（ICT）産業（「ICT 産業」）分野での投資に関し重要な改正（「本改正」）が公表、即日施行されましたのでご紹介します。

Client Alert

本改正に至る背景として、2020年8月に策定されたケニアにおけるICT産業の在り方を定めた「国家ICTポリシーガイドライン2020（the National Information Communications and Technology Policy Guidelines of 2020）（「ICTガイドライン」）」において、ケニア資本のICT産業分野におけるケニア国民の資本参加の強化を目的として、ICT事業を営む企業について株式の30%以上をケニア人・ケニア企業（ケニア人が過半数の株式を持つ企業）が保有しなければならないとする規制（「本外資規制」）が導入されていたところ、本改正は本外資規制を撤廃するものです。

一般にケニアでは、外国企業による投資について外資比率の上限を設けているわけではないものの、金融業、保険業、航空業等の特定の事業セクターにおいては外資比率上限が設けられています。

本改正の影響を受ける「ICT産業」とは、ケニア情報通信法（Kenya Information and Communications Act）上、「情報の収集、保存、使用、又は送信のための技術であって、コンピューター又は任意の通信システムを使用する技術を含む」との広範に定義されております。

本改正は、本外資規制が、近年ケニアで急成長しつつあるICT分野において外国企業による投資を萎縮させ、かえってケニアのICT産業の成長を妨げる要因との内外からの批判を受け、わずか3年で規制撤廃に行ったものです。

ケニアにおいては、日本企業を含む外資企業によるフィンテックその他ICT分野でのスタートアップや大手グローバル企業とのコラボレーション等による投資が近時大変活性化している状況であり、本改正は、この流れをより一層促進するものと期待されます。

カウンセラー 佐藤 貴哉

☎ 03-6266-8543

✉ takaya.sato@mhm-global.com

アソシエイト 筑井 翔太

☎ 03-6212-8394

✉ shota.tsukui@mhm-global.com

アソシエイト 山下 泰周

☎ 03-6266-8988

✉ taishu.yamashita@mhm-global.com

14. 国際訴訟・仲裁：国の調停に関するシンガポール条約を日本国が締結

2023年10月1日、日本は「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」（調停に関するシンガポール条約）の加入書を国連事務総長に寄託しました。これにより、2024年4月1日より同条約が日本について効力を生じることとなります。調停に関するシンガポール条約は、商事紛争の解決方法としての調停の利用を促進するため、条約及び国内法に基づいて調停による国際的な和解合意を執行する枠組みについて定める

Client Alert

ものです。日本を含むほとんどの国において、裁判外で行われる調停に基づく和解合意には執行力を伴わないものであり、一定の条件のもとこれに執行力を認める点で画期的な条約です。現時点の締結国は11か国であり、日本は12か国目ということになります。

これに対応する国内法としては、2023年4月21日に条約締結に先んじて、「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」（条約実施法）が成立しています。条約の効力発生日が施行日となりますので（同法附則1条）、2024年4月1日から施行されます。

条約実施法では、日本国内において執行可能となる国際的な和解合意の類型や、その執行のための手続が定められています。日本において執行が可能な国際和解合意は、調停において当事者間に成立した合意であって、合意が成立した当時、①当事者の全部又は一部が日本国外に主たる事務所等を有するとき（当事者の親会社が日本国外に主たる事務所等を有するときを含む。）、②当事者の全部又は一部が互いに異なる国に事務所等を有するとき、③当事者の全部又は一部が事務所等を有する国が、債務の履行地又は最密接関係地が属する国と異なるときのいずれかに該当するものということとされています（条約実施法2条3項）。これに該当し、かつ、その和解合意の当事者が条約又は条約実施法に基づき民事執行をすることができる旨の合意をした場合に条約実施法が適用されます（同法3条。これは条約締結に際し、日本が付した和解合意の当事者が条約の適用に合意した限度においてのみ、条約を適用するとの留保に由来します。）。

また、国際和解合意であっても、条約及び条約実施法が商事紛争の解決方法としての調停の利用の促進を目的とするものであることから、①当事者の全部又は一部が個人（事業として又は事業のために契約又は取引の当事者となる場合におけるものを除く。）であるものに関する紛争、②個別労働関係紛争、③人事に関する紛争その他家庭に関する紛争については適用除外とされています。

今後、契約交渉における紛争解決条項の作成や実際の紛争局面においては、相手方の財産の所在国に応じて、調停に関するシンガポール条約の有無や対応する国内法の内容等も確認し、国際調停の利用可能性や国際調停に基づく和解合意の執行力の有無に、十分な注意を払う必要があります。

パートナー 横田 真一郎
☎ 03-6212-8365
✉ shinichiro.yokota@mhm-global.com

15. 国際通商／経済安全保障：米国による先端半導体製造装置等の対中輸出規制の拡大

2023年10月17日、米国商務省産業安全保障局（BIS）は、2022年に施行した中国向け半導体・半導体製造装置等の輸出管理規則（EAR）の一部改正を公表しました。

Client Alert

改正の目的は、中国政府の軍民融合戦略によって生じている米国の安全保障に対する脅威に対応するため、2022年の規則の抜け穴を塞ぎ、規制の実効性を増すことにあるとされています。

改正内容には、①先端コンピューティング集積回路関連：迂回輸出を封じるため輸出管理の対象国を中国及びマカオ以外の国をも含む形に拡大すること、並びに、対象となる集積回路の性能基準を見直し、範囲を拡大すること、②半導体製造装置関連：輸出管理の対象となる半導体製造装置の範囲を拡大すること、並びに、米国企業が中国において先端半導体の製造に対する支援を行うことがないよう、米国人による役務提供に関する規制内容を強化すること、③エンティティ・リスト：13の中国企業のエンティティ・リストへの追加が含まれています。

今回の改正は、懸念される中国への技術流出を防ぎ、中国による先端半導体の国産化の動きに対抗しようとする米国の施策をさらに推し進めるものです。

これまで一部で見られたような、集積回路の性能を制限することによって輸出管理の対象となることを避けるといった手法も改正後のルールの下では困難になると考えられています。また、中国のほか、ロシアやイラン等米国が武器輸出を禁じている21か国やこれら各国に本社を置く企業の海外子会社に対する先端コンピューティング集積回路の輸出も規制対象とされたことから、中国による第三国を経由した迂回輸入も困難となります。

上記のうち、③のエンティティ・リストの拡大は公表即日（2023年10月17日）に既に発効しており、①及び②の改正は同年10月18日からパブリックコメントに付され同年11月17日に発効する予定です。なお、②及び③の改正は、暫定最終規則（Interim Final Rules）として更なる見直しが予定されており、規則の発行後である2023年12月18日までパブリックコメントが受け付けられます。

EARは、米国からの輸出のみならず日本からの再輸出も規制対象とするため、その強化は日本企業にも影響があります。また、BISは今回の改正を踏まえて同盟・友好国への働きかけを行っているとして述べており、今後の日本への影響を注視する必要があります。

パートナー 東 陽介

☎ 03-6266-8599

✉ yohsuke.higashi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 吉田 瑞穂

☎ 03-6266-8994

✉ mizuho.yoshida@mhm-global.com

Client Alert

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『第 5148 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「情報サービス・情報通信産業における下請法遵守のチェックポイントと最新動向ー下請法の基礎から実務対応、フリーランス新法等の最新トピックまでー」』
開催日時 2023 年 11 月 9 日（木） 13:30～15:30
講師 柿元 将希
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『米国ベンチャー投資契約の基礎～NVCA によるモデル契約条項のポイントを 2 時間で理解する～』
開催日時 2023 年 11 月 14 日（火） 10:00～12:00
講師 喜多野 恭夫
主催 金融財務研究会

- セミナー 『重要情報の漏えいと情報管理の対策～営業秘密・個人情報漏えい時の対応と、情報の漏えいを未然に防止するための対策を解説～』
開催日時 2023 年 11 月 14 日（火） 14:00～17:00
講師 佐々木 奏
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『企業における「ギフトコンプライアンス」の実務上の留意点～公務員との関わり合い、利益を授ける・受ける場合の基本的な注意事項について～』
視聴期間 2023 年 11 月 15 日（水） 10:00～2023 年 12 月 15 日（金） 17:00
講師 今泉 憲人
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『上場企業エクイティ・ファイナンス実務基礎講座～基本的な手順・書類・スケジュールから注意すべきポイント、最近の動向まで～』
視聴期間 2023 年 11 月 15 日（水） 10:00～2024 年 1 月 12 日（金） 17:00
講師 宮田 俊
主催 株式会社プロネクサス

Client Alert

- セミナー 『第 5238 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「カーボン・クレジット／非化石証書の取引と留意点－東証によるカーボン・クレジット市場の開設等を踏まえー」』
開催日時 2023 年 11 月 15 日（水）13:30～15:30
講師 鮫島 裕貴
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『不確実性を増す時代の海外グループガバナンス・海外コンプライアンス～基礎的内容から、地政学リスク・経済安保・人権等の発展的内容まで～』
開催日時 2023 年 11 月 15 日（水）14:00～17:00
講師 梅津 英明
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『Security BLAZE 2023 by AMIYA～「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス」から見るインシデント発生時の情報開示・公表の諸問題について～』
開催日時 2023 年 11 月 15 日（水）14:30～15:00
講師 蔦 大輔
主催 株式会社網屋 Security BLAZE 2023 運営事務局

- セミナー 『HANEDA EXPO カンファレンス』
開催日時 2023 年 11 月 17 日（金）16:25～16:55
講師 増田 雅史
主催 株式会社羽田未来総合研究所

- セミナー 『無線従事者フォローアップ研修 放送事業研修コース（令和 5 年度）「サイバーセキュリティ基本法」』
開催日時 2023 年 11 月 22 日（水）9:00～10:30
講師 蔦 大輔
主催 公益財団法人日本無線協会

- セミナー 『「DF 人材育成」分科会講演会（第 20 期）「個人情報データベース等の不正提供・盗用に関する罪について」』
開催日時 2023 年 11 月 22 日（水）16:00～18:30
講師 蔦 大輔
主催 特定非営利活動法人デジタル・フォレンジック研究会

Client Alert

- セミナー 『金融機関における ChatGPT を含む生成 AI（ジェネレーティブ）活用の法律実務～利用態様を踏まえ、基礎から実務上のポイントまで詳説～』
開催日時 2023 年 11 月 24 日（金）9:30～12:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社セミナーインフォ

- セミナー 『実務担当者のための日本・グローバルの個人情報保護規制入門講座～つまずきやすいポイントに留意しつつ解説致します～』
開催日時 2023 年 11 月 28 日（火）14:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『生成 AI の発展に伴う知的財産権・情報関連法制の論点・課題』
開催日時 2023 年 11 月 29 日（水）13:30～16:30
講師 齋藤 浩貴
主催 日本ライセンス協会 関西研修委員会

- セミナー 『第 5247 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「スタートアップ投資を成功させるためのポイント」』
開催日時 2023 年 11 月 30 日（木）13:30～15:30
講師 岡野 貴明
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

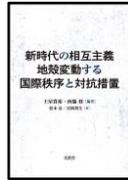
- セミナー 『＜サイバーリーズン主催ランサムウェア対策セミナー＞高まるランサムウェアの脅威の実情と企業・組織に求められる具体的な対策』
開催日時 2023 年 12 月 5 日（火）13:30～17:30
講師 蔦 大輔
主催 サイバーリーズン合同会社

Client Alert

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『新時代の相互主義 地殻変動する国際秩序と対抗措置』（2023年8月刊）



出版社 株式会社文真堂
著者 宮岡 邦生（共著）

- 本 『2023年版 年間労働判例命令要旨集』（2023年8月刊）



出版社 株式会社労務行政
著者 森田 茉莉子、北 和尚、奥田 亮輔、澤 和樹、原田 昂、竹内 星七、渡邊 悠介、對馬 陸、天野 円賀、大屋 広貴、石田 祐一郎、川崎 佑太、河野 隆太郎、榎原 宏季、児玉 祐基、齋藤 野花、森 琢真、岩並 野乃佳、金 伽耶、助川 結理、橋永 果南、平田 亜佳音、矢野 皓大（共著）

- 本 『最新 タイのビジネス法務（第3版）』（2023年10月刊）



出版社 株式会社商事法務
著者 河井 聡、高谷 知佐子、小野寺 良文、秋本 誠司、塙 晋、岸 寛樹、細川 怜嗣、白井 啓子、山本 健太、千原 剛、西村 良、パヌパン・ウドムスワンナクン、スパカーン・ニンマンタートウォン、プームパット・ウドムスワンナクン、マイ・ラパンヤヌ（共著）

- 論文 「〈実務問答会社法第77回〉特別支配株主の株式売渡請求における種類株主総会」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2336
著者 邊 英基

Client Alert

- 論文 「「企業買収における行動指針」の解説 [上] [下]」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2337、No.2338
著者 保坂 泰貴

- 論文 「新連載 実務問答個人情報保護法（第1回）クラウド例外」
掲載誌 NBL No.1250
著者 小川 智史

- 論文 「〈特集1〉生成AIの法的ポイントと内部規約を検討する：文書要約または文書作成に関する社内ルールの整備」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.23 No.11
著者 岡田 淳、堺 有光子（共著）

- 論文 「不正競争防止法改正と外国公務員贈賄対応コンプライアンスの現状」
掲載誌 月刊監査役 755号
著者 藤津 康彦

- 論文 「電子提供制度適用初年度の振り返りと今後の検討事項」
掲載誌 資料版商事法務 No.474
著者 渡辺 邦広

- 論文 「米国司法省（DOJ）における企業犯罪の執行強化に関する近時の動向」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.35 No.10
著者 井上 淳（編著）

- 論文 「企業買収行動指針によるM&A実務への影響」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1691
著者 松下 憲

- 論文 「「対話で学ぶ」「知らなきゃ困る」グローバル個人情報保護規制（12）グローバル個人情報の越境移転③（中国等における越境移転規制・データローカライゼーション規制）」
掲載誌 会社法務 A2Z No.197
著者 田中 浩之、蔦 大輔、北山 昇、相川 勇太（共著）

Client Alert

- 論文 「新しい働き方の課税関係とリスクは デジタルノマドの展望 — 個人編 所得税法の解釈をいかに当てはめるか／法人編 PE 該当性を適切に判断できるか」
掲載誌 税務弘報 2023 年 11 月号
著者 小山 浩、原田 昂（共著）
- 論文 「データセンター投資における ESG の取組み ～グリーンデータセンターへの挑戦・再エネ電源開発の新潮流も踏まえて～」
掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.75
著者 蓮本 哲、野間 裕亘（共著）
- 論文 「労災保険のメリット制が適用される事業主の保険料認定決定への不服申し立て手段を考える」
掲載誌 労政時報 4063 号
著者 湯浅 哲
- 論文 「How to Obtain Recognition of a Foreign Insolvency Process and Enforce Insolvency-Related Judgments (Japan)」
掲載誌 Practical Law
著者 藤原 総一郎、片桐 大、川端 遼（共著）
- 論文 「Getting the Deal Through - Drone Regulation 2024 - Japan Chapter」
掲載誌 Getting the Deal Through - Drone Regulation 2024
著者 林 浩美
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Joint Ventures 2023 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Joint Ventures 2023
著者 松下 憲、佐藤 典仁、邊 英基、鈴木 信彦（共著）
- 論文 「Getting the Deal Through - Private M&A 2024 - Myanmar Chapter」
掲載誌 Getting the Deal Through - Private M&A 2024
著者 武川 丈士、テッテッ・アウン、ニルマラン・アミルタネサン、ウィン・ナイン、ジュリアン・バレンジー（共著）

Client Alert

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Shareholders' Rights and Shareholder Activism 2023 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Shareholders' Rights and Shareholder Activism 2023
著者 松下 憲、邊 英基（共著）

- 論文 「Chambers Global Practice Guide Insurance Litigation 2023 – Trends and Developments」
掲載誌 Chambers Global Practice Guide Insurance Litigation 2023
著者 吉田 和央、小川 友規（共著）

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- Who's Who Legal: Japan 2023 にて当事務所の弁護士が選出されました
Law Business Research が発行する Who's Who Legal: Japan 2023 にて、当事務所の弁護士が以下の分野にて National Leader に選出されました。

- ・ Arbitration

関戸 麦、ダニエル・アレン

- ・ Banking

佐藤 正謙、松村 祐土

- ・ Capital Markets

佐藤 正謙、藤津 康彦、鈴木 克昌、尾本 太郎、熊谷 真和、根本 敏光、田井中 克之

- ・ Commercial Litigation

関戸 麦

- ・ Competition

伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人、眞鍋 佳奈、高宮 雄介

- ・ Construction & Real Estate

佐藤 正謙、諏訪 昇、小澤 絵里子、佐伯 優仁、蓮本 哲

- ・ Data

小野寺 良文、増島 雅和、田中 浩之、松本 亮孝

Client Alert

・ Insurance & Reinsurance

吉田 和央

・ Intellectual Property

小野寺 良文

・ M&A and Governance

河井 聡、土屋 智弘、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、紀平 貴之、内田 修平、
関口 健一

・ Private Funds

竹野 康造、三浦 健、小澤 絵里子、田中 光江

・ Project Finance

前田 博、小林 卓泰

・ Trade & Customs

高宮 雄介

➤ [asialaw Awards 2023](#) にて受賞しました

asialaw 主催の asialaw Awards 2023 の授賞式が 2023 年 9 月 26 日にシンガポールで行われ、当事務所および当事務所のバンコクオフィス（Chandler MHM Limited）は以下のカテゴリーにて受賞しました。

詳細は、asialaw のウェブサイトに掲載されております。

森・濱田松本法律事務所

・ JURISDICTIONAL AWARDS – Jurisdictional Firms of the Year

- Japan Firm of the Year

・ REGIONAL AWARDS – Legal Expertise Awards

- Corporate and M&A Firm of the Year

・ EDITOR'S CHOICE – Impact Deal and Case Awards

- Debt restructuring of Marelli Holdings – the first simplified rehabilitation proceedings (SRP) case in Japan

- Tosei Asset Advisors' acquisition of The Otemachi Place East Tower – the largest real estate transaction in Japan

Client Alert

- KKR's acquisition of Mitsubishi Corporation and UBS Asset Management

Chandler MHM Limited

・ Client Choice Awards (Thailand)、Honourable mention firm

- Asian Legal Business による Indonesia Firms to Watch 2023 にて当事務所ジャカルタオフィスが選出されました

Asian Legal Business による Indonesia Firms to Watch 2023 において、当事務所のジャカルタオフィス (ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto) が選出されました。

- Asia Business Law Journal による Indonesia Law Firm Awards 2023 にて当事務所ジャカルタオフィスが受賞しました

Asia Business Law Journal による Indonesia Law Firm Awards 2023 において、当事務所のジャカルタオフィス (ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto) が INBOUND INVESTMENT 部門にて選出されました。

- 札幌オフィス業務開始のお知らせ

札幌オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2023年10月23日より、正式に業務を開始いたしました。

札幌オフィスには、M&A、事業承継、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである立石 光宏 弁護士に加え、稲津 康太 弁護士が所属し、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡及び高松）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ニューヨーク）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、M&A・スタートアップ・事業承継・再生可能エネルギー等のインフラ/エネルギー関連・危機管理・ファイナンス・訴訟・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、北海道の経済発展に微力ながら寄与してまいり所存です。

- ゴーイ・リム 弁護士が入所しました

（ゴーイ・リム 弁護士からのご挨拶）

拝啓

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました、ゴーイ・リムと申します。

Client Alert

私はオーストラリアで生まれ育ち、教育を受け、2017年にFreshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所（ロンドンオフィス）において法曹としてのキャリアを開始しました。Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所では、多数の紛争チーム（国際仲裁、商事紛争、並びに環境、製品及び規制に関する紛争）及びその他の取引チームを含む様々な部署で経験を積み、実務研修を修了いたしました。実務研修中には、パリにおいて当該法律事務所の国際仲裁チームにて6ヶ月間執務する機会もいただきました。私は2019年からアソシエイト弁護士として当該事務所の商事紛争チームの一員となって英国高等法院の訴訟を中心とした案件を取り扱い、また、企業調査にも取り組みました。

2021年後半には、丸紅株式会社に出向し、東京に拠点を移しました。私は、丸紅株式会社において、主に、エネルギー、電力、ライフスタイル及び化学品部門等の様々な事業チームの訴訟提起前の戦略を含む、会社の紛争に関する業務に従事しました。また、会社の企業法務全般に関するサポートを行いました。

森・濱田松本法律事務所に入所し、日本における法曹としてのキャリアを磨いていくことを大いに楽しみにしております。日本市場に関する経験及び見解を活用し、クライアントの皆様が紛争を乗り越えるお手伝いができますことを願っております。

敬具

2023年10月吉日
弁護士 ゴーイ・リム

- コリン・トレハーン 弁護士が上智大学法学部 特任教授に就任しました
- 岡田 淳 弁護士が内閣府「AI時代の知的財産権検討会」委員に就任しました
- 堀 天子 弁護士が内閣府 規制改革推進会議（スタートアップ・投資 WG、働き方・人への投資 WG）委員に就任しました
- 増島 雅和 弁護士が内閣府 規制改革推進会議専門委員（スタートアップ・投資 WG）に就任しました
- 増田 雅史 弁護士が総務省「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」委員に就任しました

Client Alert

- 伊藤 憲二 弁護士が競争法フォーラム 副会長に就任しました